

生命保険業に対するプルーデンス規制の在り方とその範囲について

早稲田大学 大塚忠義

金融庁は、統合的リスク管理（ERM）を重視する姿勢を明確に打ち出している。監督指針では、ERM の意義を保険会社のリスク管理においては、将来にわたる財務の健全性の確保及び収益性の改善を図るため、適切なリスク管理を組織的・統合的に行うこととしている。しかし、財務の健全性の確保のみならず、収益性の改善も含めた ERM の推進は、客観的な指標にもとづかない定性的・相対的な監督基準につながり、直接的な行政指導によって護送船団方式と呼ばれた過去の規制手法への回帰につながる恐れがある。

本稿の目的は、保険業に対するプルーデンス規制の意義を明らかにし、我が国の保険業におけるプルーデンス規制の在り方およびその範囲を提言することである。これにより、財務健全性の維持に係る規制において、現在の市場原理に基づく監督を継続することが望ましいことを示す。

まず、保険業に対するプルーデンス規制の根拠は、銀行業と同じく小口契約者の保護を目的とする代理人仮説に求めることができることを保険市場における市場の失敗の類型をもとに明らかにする。そして、その範囲は長期にわたる業務の継続可能性の確保にあることを構造型オプションの存在をもとに示す。

次に、第二次世界大戦後から保険業法改正までの 50 年間の生命保険市場と規制の変遷を分析することで、保険市場で競争原理が働かず価格競争が起きなかったことは規制の失敗による部分が大きいこと、さらには、バブル崩壊期における中堅生保の破綻原因の生成に規制が多大な影響を与えたことを示す。

そして、ソルベンシーマージン比率を公開し消費者の監視下におくことにより、市場原理に委ねる監督手法は効果をあげていること、および 危機の予見が困難であることを前提として、早期警戒措置を整えそれらに基づく監督基準を構築することの重要性を示す。これらを踏まえて、我が国における保険業に対するプルーデンス規制は市場原理に基づく監督を継続するべきであるとしたうえで、ソルベンシーマージン比率の欠点を補い、長期にわたる事業継続性を測定するための健全性指標の開発、および規制の対象とする ERM の定義を長期にわたる支払能力の確保、すなわち、事業継続の確保に限定すべきであることを提言する。